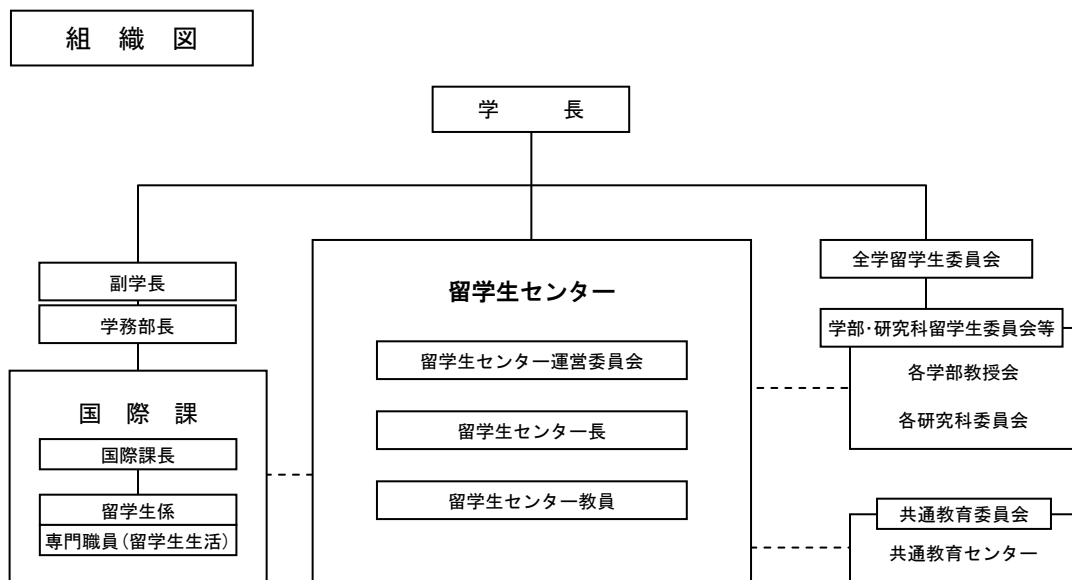


資 料 目 次

- 1 留学生センター組織図
- 2 スタッフ紹介
- 3 入学年度別・国別外国人留学生数一覧（実数）
- 4 外国人留学生集計表
- 5 学術交流協定締結状況一覧
- 6 平成 18 年度の主な行事
- 7 福井大学留学生同窓会登録用紙 兼 「こころねっと」向けメッセージ
及び住所変更届け用紙
- 8 福井大学留学生センター規程
- 9 福井大学短期留学プログラム規程
- 10 福井大学留学生センター紀要投稿規定

資料1 留学生センター組織図



非常勤講師

澤崎 幸江 (SAWAZAKI, Yukie)	敷田 紀子 (SHIKITA, Noriko)
齋藤 ますみ (SAITO, Masumi)	高瀬 公子 (TAKASE, Kimiko)
村上 洋子 (MURAKAMI, Yoko)	

国際課職員

*国際課専用 FAX : 0776 (27) 9715

国際課長 山田 稔
(YAMADA, Minoru)

MAIL : gryugaku-mn@sec.icpc.fukui-u.ac.jp
TEL : 0776 (27) 8021

留学生係長 藤田 英行
(FUJITA, Hideyuki)

MAIL : gryugaku-k@sec.icpc.fukui-u.ac.jp
TEL : 0776 (27) 8406

留学生係主任 林 真理子
(HAYASHI, Mariko)

MAIL : gryugaku-k@sec.icpc.fukui-u.ac.jp
TEL : 0776 (27) 8406

係員 川村 知子
(KAWAMURA, Tomoko)

MAIL : gryugaku-k@sec.icpc.fukui-u.ac.jp
TEL : 0776 (27) 8406

(留学生生活担当)

専門職員 漆崎行乃利
(URUSHIZAKI, Yukinori)

MAIL : gryugaku-s@sec.icpc.fukui-u.ac.jp
TEL : 0776 (27) 8404

資料

資料5 学術交流協定締結状況一覧

国別状況 (大学間交流協定 32、 部局間交流協定 32)

平成18年3月20日

アメリカ合衆国 8、 中国 21、 韓国 7、 ロシア 5、 オーストラリア 2、 ドイツ 3、 バングラデシュ 2、 タイ 1、 ポーランド 1、
インド 2、 モンゴル 1、 ブルガリア 1、 スウェーデン 1、 台湾 1、 インドネシア 2、 フランス 2、 アラブ首長国連邦 1、
カナダ 1、 ウガンダ共和国 1、 マレーシア 1

1. 大学間交流協定

() は当初の締結日

	機関名	国名	締結年月日	学生交流
1	ラトガーズ大学	アメリカ合衆国	昭和56年10月7日	
2	西安外国語学院	中国	昭和60年9月9日	学生の交流の覽書有
3	西安理工大学	中国	昭和60年9月21日	学生の交流の覽書有
4	浙江大学	中国	平成3年9月25日	学生の交流の覽書有
5	ロシア科学アカデミー応用物理学研究所	ロシア	平成11年8月1日	
6	モントクレア州立大学	アメリカ合衆国	平成12年5月17日	学生の交流の覽書有
7	北京機械工業学院	中国	平成12年8月25日	学生の交流の覽書有
8	モスクワ工科大学	ロシア	平成17年11月14日 (平成12年10月10日)	
9	浙江理工大学	中国	平成12年12月11日	学生の交流の覽書有
10	ウースター工科大学	アメリカ合衆国	平成13年3月13日	学生の交流の覽書有
11	南昌航空工業学院	中国	平成13年5月15日	学生の交流の覽書有
12	國立雲林科技大学	台湾	平成14年4月25日	学生の交流の覽書有
13	江南大学	中国	平成14年8月26日	学生の交流の覽書有
14	インドネシア大学	インドネシア	平成14年9月30日	学生の交流の覽書有
15	リヨン繊維・化学技術院	フランス	平成14年10月23日	学生の交流の覽書有
16	北京化工大学	中国	平成14年11月1日	学生の交流の覽書有
17	蘇州大学	中国	平成14年11月27日	学生の交流の覽書有
18	クレムソン大学	アメリカ合衆国	平成15年2月11日	学生の交流の覽書有
19	東義大学校	韓国	平成15年3月21日	学生の交流の覽書有
20	メーン大学	フランス	平成15年5月28日	学生の交流の覽書有
21	中国医科大学	中国	平成15年9月16日	
22	東華大学	中国	平成16年5月25日	学生の交流の覽書有
23	テキサス大学 M. D. Anderson がんセンター	アメリカ合衆国	平成16年8月12日	
24	イティハッド大学	アラブ首長国連邦	平成16年9月4日 (平成14年11月10日)	学生の交流の覽書有
25	瀋陽師範大学	中国	平成17年7月19日	学生の交流の覽書有
26	Syah Kuala大学	インドネシア	平成17年8月8日	学生の交流の覽書有
27	天津科技大学	中国	平成17年12月20日	学生の交流の覽書有
28	イーストウエスト大学	バングラデシュ	平成18年1月26日	学生の交流の覽書有
29	ウブサラ大学	スウェーデン	平成18年3月28日 (平成14年3月18日)	
30	マルチメディア大学	マレーシア	平成18年4月5日	学生の交流の覽書有
31	フィンドレー大学	アメリカ合衆国	平成18年5月31日	学生の交流の覽書有
32	インド工科大学カラプール校	インド	平成18年8月10日	

2. 部局間交流協定

	部局名	機関名	国名	締結年月日	学生交流
1	工学部	シドニー大学 School of Physics	オーストラリア	平成6年2月15日	
2	教育地域科学部	ハンブルク大学東洋学部	ドイツ	平成12年4月1日 (平成7年4月1日)	学生の交流の覽書有
3	遠赤外線開発研究センター	シドニー大学 School of Physics	オーストラリア	平成11年6月1日	
4	高エネルギー医学研究センター	ワシントン大学医学部マリノックロフト 放射線医学研究所	アメリカ合衆国	平成11年6月29日	
5	工学部	延世大学工科大学	韓国	平成12年3月1日	学生の交流の覽書有
6	工学部	東亜大学校工科大学	韓国	平成12年5月2日	学生の交流の覽書有
7	工学部	朝鮮大学校工科大学	韓国	平成12年5月4日	学生の交流の覽書有
8	工学部	クルナ科学技術大学	バングラデシュ	平成12年7月1日	学生の交流の覽書有
9	工学部	キングモント工科大学	タイ	平成12年8月1日	学生の交流の覽書有
10	工学部	モスクワ大学物理学部	ロシア	平成12年8月29日	
11	遠赤外線開発研究センター	D.Y.Efremov電気物理研究所精密理工学センター	ロシア	平成12年12月1日	
12	工学部	天津工業大学	中国	平成12年12月13日	学生の交流の覽書有
13	工学部	ワルシャワ工科大学化学プロセス工学部	ポーランド	平成13年3月1日	学生の交流協定含む
14	工学部	アンナマライ大学工学部	インド	平成13年3月1日	学生の交流の覽書有
15	遠赤外線開発研究センター	カールスルーエ研究センター ハルス出力・マイクロ波研究所	ドイツ	平成13年3月5日	
16	工学部	釜慶大学校工科大学	韓国	平成13年3月24日	学生の交流の覽書有
17	工学部	内蒙古工業大学	中国	平成13年3月26日	学生の交流の覽書有
18	工学部	嶺南大学校工科大学	韓国	平成13年6月25日	学生の交流の覽書有
19	工学部	モンゴル国立工業大学	モンゴル	平成13年8月3日	学生の交流の覽書有
20	遠赤外線開発研究センター	中国電子科技大学プラズマ研究所	中国	平成13年12月1日	
21	遠赤外線開発研究センター	ブルガリア科学アカデミー電子工学研究所	ブルガリア	平成14年3月1日	
22	遠赤外線開発研究センター	シュトゥットガルト大学プラズマ研究所	ドイツ	平成14年3月1日	
23	工学部	武漢科技大学城市建设学院	中国	平成14年6月17日	学生の交流の覽書有
24	教育地域科学部	釜山大学校師範大学	韓国	平成14年11月11日	学生の交流の覽書有
25	工学部	東南大学動力工程系	中国	平成14年12月27日	学生の交流の覽書有
26	工学部	中国科学院南京土壤研究所	中国	平成16年7月19日	学生の交流の覽書有
27	工学部	ロシア科学アカデミーシベリア地区物理学研究所	ロシア	平成17年1月17日	学生の交流の覽書有
28	工学部	上海理工大学動力工程学院	中国	平成17年1月31日	学生の交流の覽書有
29	医学部	オタワ大学医学部	カナダ	平成17年4月18日	学生の交流の覽書有
30	教育地域科学部	上海師範大学	中国	平成17年7月12日	学生の交流の覽書有
31	医学部・大学院医学系研究科	テキサス大学ヒューストン健康科学センター	アメリカ合衆国	平成17年9月8日	
32	医学部	マケレレ大学医学部	ウガンダ共和国	平成18年4月4日	学生の交流の覽書有

資料6 平成18年度の主な行事

4月

留学生オリエンテーション（4月11日）

短期留学プログラム・全学向け日本語コース授業開始（4月24日）

5月

留学生と県内企業との交流会（5月21日）

福井大学祭文京キャンパス（5月26日～29日）

7月

平成18年度海外留学説明会（7月7日）

授業終了（7月24日）

8月

平成18年度外国人留学生進学説明会（8月4日）

9月

平成18年度夏季留学生見学旅行：（於）黒部アルペンルートと安曇野
（9月5日～6日）

10月

開学記念日（10月1日）

日本語研修コース開講式（10月13日）

日本語研修コース授業開始（10月16日）

留学生オリエンテーション（10月20日）

短期留学プログラム・全学向け日本語コース授業開始（10月23日）

福井大学祭松岡キャンパス（10月28日～10月29日）

11月

福井県留学生交流推進協議会総会・運営委員会（11月8日）

平成18年度日本留学フェア：ベトナム（11月25日～26日）

12月

外国人留学生支援会役員会（12月18日）

1月

授業終了（1月29日）

2月

日本語研修コース終了発表会・修了式（2月16日）

平成18年度春季留学生見学旅行：（於）明治村・名古屋城・名古屋港水族館
（2月20日～21日）

3月

留学生と教職員との交歓会（3月7日）

資 料

資料 7 福井大学留学生同窓会登録用紙 兼 「こころねっと」向けメッセージ及び住所変更届け用紙
(Form for University of Fukui Alumni Society Registration, cum, Message or Change of Address)

Mail to: Kiyoshi Nakashima, Professor, International Student Center, University of Fukui

3-9-1 Bunkyo , Fukui, Japan 910-8507 Tel/Fax 0776-27-8903,

E-mail: knaka@anc.anc-d.fukui-u.ac.jp

氏名(Name)			
自宅(Residence)	住所(Address):		
	Tel:	Fax:	E-mail:
事務所(Office)	事務所名(Name of Office/Institution):		
	住所(Address):		
	Tel:	Fax:	E-mail:
福井大学(Fukui University)	在籍期間(Period of Study):		
	在籍学部名等(Name of Dept. etc.):		
	専攻(Major Field):		
通信欄(News or Message from you)			
確認 : 通信欄に書かれたことを「こころねっと」に掲載してもいいですか。 Confirmation: May we print your news or message in our "Kokoronet" ? ⇒ (はい / Yes, いいえ / No)			
提案・要望等(Any Request or Suggestions?)			
確認 : ここに書かれたことは「こころねっと」に掲載しません。 Confirmation: We will not print your request or suggestions here in our "Kokoronet"			
確認 Confirmation	あなたのe-mail アドレスを「こころねっと」に掲載してもいいですか。 May we print your e-mail address in our "Kokoronet" ? ⇒ (はい / Yes, いいえ / No)		

資料8 福井大学留学生センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大学則第1号）第8条第3項の規定に基づき、福井大学留学生センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、外国人留学生及び海外留学を希望する福井大学（以下「本学」という。）の学生に対し、必要な教育及び指導助言等を行うとともに、教育指導の充実及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対する日本語・日本事情教育に関すること。
- (2) 外国人留学生に対する大学院等入学前予備教育に関すること。
- (3) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言に関すること。
- (4) 海外留学希望学生に対する、修学上及び生活上の指導助言に関すること。
- (5) 留学生教育の充実及び向上のための調査研究に関すること。
- (6) 外国人留学生と地域社会との交流推進に関すること。
- (7) 留学生ネットワーク構築に関すること。
- (8) 福井大学留学生会館に関すること。
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 留学生センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 留学生センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 センター長、副センター長及び専任教員の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(職務)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 専任教員は、センターの業務を処理する。
- 4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、福井大学留学生センター運営委員会（以下「運営委

員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、学務部国際課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

資料9 福井大学短期留学プログラム規程

(短期留学プログラムの設置)

第1条 福井大学(以下「本学」という。)に、1年間の特別の教育課程を編成し、主として英語による教育を行う福井大学短期留学プログラム(以下「短期プログラム」という。)を置く。

(短期プログラムの目的)

第2条 短期プログラムは、本学と大学間交流協定又は学部間交流協定を締結している外国の大学等(協定の締結について協議中である大学等を含む。以下「協定校」という。)に在学する学生を受け入れて、当該大学間等の協力及び提携の強化を図るとともに、当該学生が本学において専門分野の知識及び我が国への理解を深めることを目的とする。

(入学資格)

第3条 短期プログラムに基づく学生(以下「短期プログラム留学生」という。)として入学することのできる者は、協定校の学部又は大学院の修士課程に在学している学生で、協定に基づく学生の交流に関する覚書による学生とする。

(受入人数)

第4条 短期プログラム留学生の受入人数は、年度を通じ20人程度とする。

(入学時期)

第5条 短期プログラム留学生の入学時期は、原則として次条に規定する秋学期の初めとする。

(学期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

春学期 4月1日から9月30日まで

(在学期間)

第7条 短期プログラム留学生の本学における在学期間は協定で定める期間とし、1年以内とする。

(身分等)

第8条 短期プログラム留学生は、本学において特別聴講学生又は特別研究学生としての身分を有するものとする。

2 短期プログラム留学生は、第3条に規定する学部学生にあっては本学関係学部、同条に規定する大学院修士課程の学生にあっては本学関係大学院研究科(修士課程及び博士前期課程に限るものとする。)に所属するものとする。

(出願手続)

第9条 短期プログラム留学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、協定校の大学等の長を経て本学の学長(以下「学長」という。)に願い出なければならない。

(選考)

第10条 前条の入学志願者に対しては、福井大学留学生委員会(以下「委員会」という。)におい

資 料

て選考を行い、学部を受け入れる場合にあつては当該学部の教授会、大学院研究科を受け入れる場合にあつては当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の合格者のうち、所定の期日までに、所定の入学手続きを完了した者に対し入学を許可する。

(授業科目、履修方法等)

第12条 短期プログラムの授業科目、履修方法等については、別に定める。

(助言教員等)

第13条 短期プログラム留学生には、関係審議機関の議を経て、助言教員又は指導教員を配置するものとする。

2 助言教員又は指導教員は、短期プログラム留学生が履修を希望する授業科目又は希望する研究内容について、指導を行うものとする。

3 前項において、授業科目を履修する場合は、当該授業担当教員の承認を得なければならない。

(成績の評価)

第14条 授業科目の成績の評価は、学期末に行う定期試験と平素の学習状況とによって授業担当教員が行う。ただし、科目によっては定期試験を省略することができる。

2 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の評語をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与等)

第15条 各授業科目の合格者に対しては、所定の単位を与える。

2 当該学部の長又は当該研究科の長は、短期プログラム留学生に対し、履修科目、成績評価及び単位数を記載した成績証明書を交付する。

(修了等)

第16条 学長は、第12条に規定する履修方法に基づき1年で30単位以上を修得した短期プログラム留学生に対して、関係学部教授会又は大学院研究科委員会の議を経て短期プログラム修了を認定し、短期留学プログラム修了証書を授与する。

(実施体制)

第17条 短期プログラムの実施は、教育地域科学部、教育学研究科、工学部及び工学研究科の協力を得て、留学生センターが当たるものとする。

2 短期プログラムの教育課程の編成その他教育に関する重要な事項は、委員会の議を経て関係学部教授会又は大学院研究科委員会で審議するものとする。

(学則等の準用)

第18条 この規程に定めるもののほか、短期プログラム留学生に関し必要な事項は、本学の学則、大学院学則その他学生に関する諸規則等を準用する。

(事務)

第19条 短期プログラムに関する事務は、学務部国際課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前の福井大学において短期プログラム留学生として期間延長又は入学（以下「入学等」という。）の選考等を行い、平成18年4月1日に短期プログラム留学生として入学等を許可された者は、この規程の規定に基づき入学等を許可されたものとみなす。

資料 10 福井大学留学生センター紀要投稿規定

2005年9月1日

1. 投稿資格:福井大学留学生センター所属教員(非常勤を含む)及び当センターにおいて適当と認められた者とする。
2. 内 容:未発表のものであって日本語・日本事情教育、日本語学、留学生教育、異文化交流、その他当センターにおいて投稿を受けるにふさわしいと認められる内容とする。
3. 発表形態:研究論文及び研究報告、書評とする。
4. 書 式:投稿原稿は文字量でB5用紙で40字×30行で10枚程度とし、英文の場合はB5ダブルスペース25枚以内とする。ただし、図表・参考資料・参考文献・注等はこの範囲に含まない。注は文末注とする。
 - ・引用文献・参考文献は、著者－発行年－題目－雑誌等の名称－巻・号－記載ページの順に記載する。
【例】福井太郎(2001)『福井の歴史』黒龍出版 pp.30-31(著書の場合)
文京花子(2004)「北陸の自然」『日本××大学紀要』vol.22、pp.12-16.
(論文の場合)
 - ・注－参考文献の順に配置すること。
 - ・なお、原稿提出時に原稿内容をプロッピーディスク(テキスト形式)に収録し原稿に添えて提出すること。
5. 要 旨:発表する本文が和文の場合は、論文冒頭に和文による要旨(400字以内)とキーワード(5語以内)を、論文末に英文による要旨(B5用紙を用い200語程度－テキスト形式)を添付すること。また、本文が英文の場合は、論文冒頭に英文による要旨(300語以内)とキーワード(5語以内)を、論文末に和文による要旨(300字程度)を添付すること。
6. 審 査:投稿された原稿は、当センターが委嘱した査読者により査読を受ける。
7. 採 否:原稿の採否は査読者の意見を参考に当センターで審議の上決定する。
8. 著 作 権:投稿された論文の著作権は本センターに帰属する。ただし、論文の著者は、その著作論文について、その内容を転載できるものとする。また、著作権に関して問題が発生した場合、本センターは著者との協議によりその処理を決定するものとする。
8. 提 出 先:〒910-8507 福井市文京3丁目9番1号 福井大学留学生センター
紀要編集委員 膽吹 覚 TEL&Fax 0776-27-8023(膽吹教員室直通)